

第84回組合会開催

平成23年3月7日(月)

- 平成23年度事業計画・予算等決定
- 表彰(退任議員・退職支部職員)



新建
国保
だより

●発行所

新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人

理事長 吉田 秀夫

第84回組合会は、3月7日(月)午後12時30分より新潟東映ホテルで開催されました。蝶名林理事(見附)の司会、山際副理事長の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の挨拶の後、高橋議長(新潟)・瀧澤副議長(魚沼)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

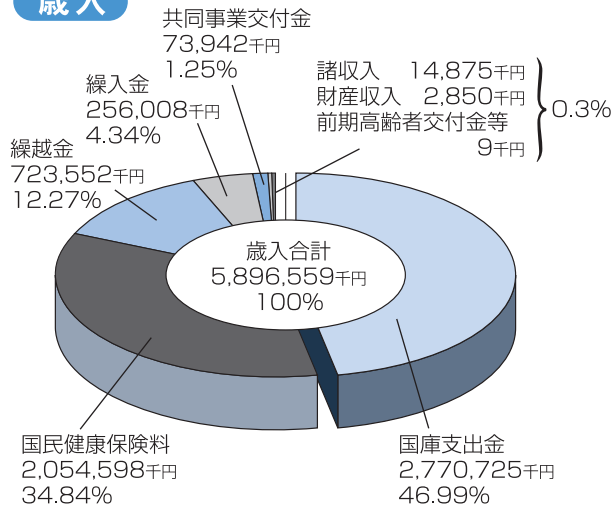
議 事 内 容

- 報告第1号 組合会議員の異動報告について
- 報告第2号 組合会議員の選出報告について
- 報告第3号 平成22年度事業実績中間報告について
- 議案第1号 組合規約の一部改正について
- 議案第2号 平成23年度事業計画について
- 議案第3号 平成23年度歳入歳出予算について
- 議案第4号 組合役員の選任について
- 議長発議第1号 組合会議長及び副議長選挙の件

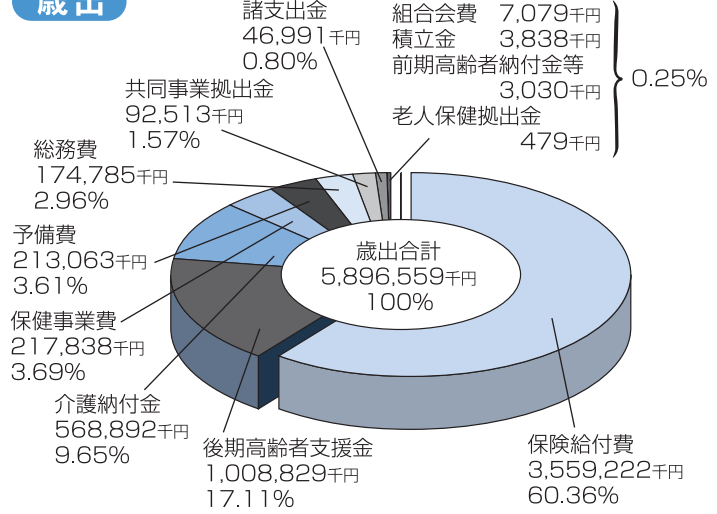
議事終了後、協議・報告事項を了承、加藤副理事長の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

平成23年度 歳入歳出予算

歳入



歳出



歳入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,054,598	34.85
	1.国民健康保険料	2,054,598	34.85
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,770,725	46.99
	1.国庫負担金	13,927	0.24
	2.国庫補助金	2,756,798	46.75
6.前期高齢者交付金		2	0.00
	1.前期高齢者交付金	2	0.00
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		73,942	1.25
	1.共同事業交付金	73,942	1.25
9.財産収入		2,850	0.05
	1.財産運用収入	2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.繰入金		256,008	4.34
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備積立金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	250,000	4.24
	4.介護納付金積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	6,000	0.10
	6.業務電算化積立金繰入金	1	0.00
	7.会館再取得積立金繰入金	1	0.00
	8.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	9.職員退職積立金繰入金	1	0.00
10.備品再取得積立金繰入金	1	0.00	
12.繰越金		723,552	12.27
	1.繰越金	723,552	12.27
13.諸収入		14,875	0.25
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	7,500	0.13
	3.受託事業収入	1	0.00
	雑入	7,372	0.12
歳入合計		5,896,559	100.00

歳出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		7,079	0.12
	1.組合会費	7,079	0.12
2.総務費		174,785	2.96
	1.総務管理費	103,193	1.75
	2.徴収費	70,522	1.20
	3.趣旨普及費	1,070	0.02
3.保険給付費		3,559,222	60.36
	1.療養諸費	3,157,456	53.54
	2.高額療養費	266,064	4.51
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	78,996	1.34
	5.葬祭諸費	6,200	0.11
	6.傷病手当金	47,470	0.81
7.出産手当金	3,000	0.05	
4.後期高齢者支援金		1,008,829	17.11
	1.後期高齢者支援金等	1,008,829	17.11
5.前期高齢者納付金等		3,030	0.05
	1.前期高齢者納付金等	3,030	0.05
6.老人保健拠出金		479	0.01
	1.老人保健拠出金	479	0.01
7.介護納付金		568,892	9.65
	1.介護納付金	568,892	9.65
8.共同事業拠出金		92,513	1.57
	1.共同事業拠出金	92,513	1.57
9.保健事業費		217,838	3.69
	1.特定健康診査等事業費	48,054	0.81
	2.保健事業費	169,784	2.88
10.積立金		3,838	0.07
	1.積立金	3,838	0.07
11.諸支出金		46,991	0.80
	1.償還金及び還付加算金	46,991	0.80
12.予備費		213,063	3.61
	1.予備費	213,063	3.61
歳出合計		5,896,559	100.00

平成23年度 新潟県建築国民健康保険組合事業計画

1. 基本方針

昨年、新聞をにぎわした、全国建設工事業国民健康保険組合における無資格加入者及び適用除外承認を受けていない者への資格適用の問題に対して、厚生労働省より国保組合に対する初めての行政処分が行われました。

こうした事態を受けて国は、9月に全国保組合に対し、資格管理状況の自主点検を要請したところですが、当組合は、これに先立って既に4月より自主的に資格確認調査を行いました。

その結果、4月の調査開始から8月にかけて相当数の組合員が組合を脱退しました。

また、無資格の加入者も若干あり、それに係る国庫補助金を自主返還することになります。

一連の自主調査を踏まえ、今後は、加入資格について、より適正・厳格な運用を図っていく所存であります。

また、平成22年度の「事業仕分け」で、国保組合に対する国庫補助の見直しの議論が行われ、23年度以降、確実に国庫補助金の削減が予想される事態となることから、国保組合の事業運営に相当厳しい状況が来るものと思われまます。

こうした状況の下では、医療給付と保険料の徴収のみならず、改めて、建築国保としていかに被保険者の健康を守っていくか、被保険者が建築国保に何を望んでいるのかということを中心に、保険者機能の強化や独自性を発揮し、建築国保の存在意義を高めて行くことが重要と考えます。

今後、国の制度改正があったとしても、引き続き健全な事業展開が継続できるよう一層の基盤強化を図っていくよう努めてまいります。

2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進
2. 財政基盤の安定と充実強化
3. 適用の適正化の推進
4. 医療費適正化の推進
5. 保健事業の充実
6. 特定健診・特定保健指導の目標達成

感謝状被贈呈者

議員(1名)

(表彰規定第2条2号)

氏名	支部名	在任期間	在任年数
奥田良勝	名立	平成17年4月1日～平成23年1月5日	5年10ヶ月

「表彰規定第2条2号」組合の役員または組合会議員を2期または4年以上勤めた者

支部職員(1名)

(表彰規定第2条4号)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
坂詰秀子	長岡	平成3年11月1日～平成22年8月31日	18年10ヶ月

「表彰規定第2条4号」支部職員であって国保業務に10年以上携わった者

3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成23年4月1日～(至)平成24年3月31日

(2) 被保険者数 組合員である被保険者 9,527人 合計 21,204人
組合員以外の被保険者 11,677人 (介護保険対象者 9,416人)

(3) 保険料

区分	説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月額	
組合員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行っている 主たる者	11,800円	1,700円	2,000円	15,500円 (13,500円)
	2級 一人親方	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	9,800円	1,700円	2,000円	13,500円 (11,500円)
	2級 法人役員	法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	8,800円	1,700円	2,000円	12,500円 (10,500円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	4,300円	1,700円	—	6,000円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家族	家族	2,300円 賦課限度5人	1,600円 賦課限度5人	1,100円 賦課限度3人	5,000円 (3,900円)	
<ul style="list-style-type: none"> ・月額()は介護2号被保険者(40歳から64歳)以外の保険料 ・賦課限度額 <ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額 279,600円 (市町村51万円) 後期高齢者支援金等賦課額 116,400円 (市町村14万円) 介護納付金賦課額 63,600円 (市町村12万円) ・後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する ・介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40～64歳迄の方)が納付する。 						

(4) 療養給付

I 療養の給付負担割合

区分	給付割合	一部負担割合
義務教育就学前児童 (注1)	8割	2割
就学児以降70歳未満	7割	3割
70歳以上 (注3)	一般	2割 (注2)
	現役並み所得者	3割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成23年4月から平成24年3月まで窓口負担は1割

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分	自己負担限度額
	上位所得者	150,000円 [83,400円] 医療費が500,000円を超える場合 + (医療費 - 500,000円) × 1%
	一般	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 [24,600円]

70歳以上	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	8,000円
II		8,000円	15,000円

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年額での上限を設け、負担を軽減します。

		国保+介護(70~74歳者がいる世帯)	国保+介護(70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者		67万円	126万円
一 般		62万円〔56万円〕 (※)	67万円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

※70~74歳の被保険者等にかかる一部負担金の軽減措置に伴う凍結(表中〔 〕で記載された額)。

Ⅳ 入院時食事療養費

「療養の給付」から切り離して、平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を窓口で支払います。

現役並み所得者及び一般			260円	(1食分)
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円	(")
		90日以降	160円	(")
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円	(")

Ⅴ 入院時生活療養費

	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費居住費(1日分)
現役並み所得者 及 び 一 般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)
低所得者Ⅱ	210円		970円
低所得者Ⅰ	130円		710円
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円

Ⅵ 保険外併用療養費

保険医療機関等で、評価療養などに要した費用の内、保険診療分に相当する部分を支給する。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たぎりの状態である方が、主治医の指示により訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費などの現金支払や、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給。

Ⅸ 移送費 歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したとき。

(5) その他の保険給付

I 出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	440,000円 (上乗せ) 30,000円
II 葬 祭 費	組合員が死亡した場合 100,000円	家族が死亡した場合 50,000円
III 傷病手当金	1 級 1日6,000円×60日 =	360,000円
(組合員が入院 した場合 60日限度で支給)	2 級 ~ 4 級 1日5,000円×60日 =	300,000円
	・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までを支給限度日数とする。同一疾病については5年毎に適用	
IV 出産手当金	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合	(1児につき) 300,000円

(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、20歳以上の対象者 ・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・石綿健診は(一次及び二次)全額補助。 								
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。 1日 3,000円 × 30日 = 90,000円を限度 								
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。 								
4	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保だより」年2回、「国保のご案内」年1回配布する。 								
5	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。 								
6	家庭医薬品の無償配布	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭医薬品を全世帯に無償で配布する。 								
7	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人320円(年)を活動費として交付する。 								
8	高度医療交通費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・高度医療に係る対象者の交通費補助として1月につき10,000円を補助 								
9	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金) 								
10	保健指導(講演)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合会・支部総会・国保協議会等の開催時に健康保持増進に係る保健指導(講演等)を保健師により行う。 								
11	インフルエンザ予防接種補助	<table border="0"> <tr> <td>◇13歳未満</td> <td>1回につき2,100円限度(年2回まで)</td> </tr> <tr> <td>◇13歳以上65歳未満</td> <td>1回 2,100円限度</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1回 1,050円限度</td> </tr> </table>	◇13歳未満	1回につき2,100円限度(年2回まで)	◇13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度	65歳以上	1回 1,050円限度		
◇13歳未満	1回につき2,100円限度(年2回まで)									
◇13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度									
65歳以上	1回 1,050円限度									
12	肺炎球菌ワクチン接種補助	<table border="0"> <tr> <td>・75歳以上、0歳以上10歳未満</td> <td>8,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳以上75歳未満</td> <td>5,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合</td> <td>2,100円限度</td> </tr> </table>	・75歳以上、0歳以上10歳未満	8,000円限度	・65歳以上75歳未満	5,000円限度	・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度		
・75歳以上、0歳以上10歳未満	8,000円限度									
・65歳以上75歳未満	5,000円限度									
・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度									
13	子宮頸がんワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生から中学3年生 1回につき5,000円限度(3回まで) 								
14	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け行う。 <table border="0"> <tr> <td>◇特定健診</td> <td>対象者の55%(23年度の実施率)</td> </tr> <tr> <td>◇特定保健指導</td> <td>対象者の35%(")</td> </tr> <tr> <td>動機付支援</td> <td>対象者の35%(")</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>対象者の35%(")</td> </tr> </table>	◇特定健診	対象者の55%(23年度の実施率)	◇特定保健指導	対象者の35%(")	動機付支援	対象者の35%(")	積極的支援	対象者の35%(")
◇特定健診	対象者の55%(23年度の実施率)									
◇特定保健指導	対象者の35%(")									
動機付支援	対象者の35%(")									
積極的支援	対象者の35%(")									
15	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産家庭に対し育児書の配布(月刊誌(年12冊)、育児全書(1冊)) 								

※「健康相談サンキュー24」電話健康相談事業は平成23年3月31日で廃止となります。

人間ドックを受診された皆様へ(40歳以上の方)

23年4月から、健診後に高リスクの判定が出た方には、当日(または後日)受診した健診機関で特定保健指導を併せて行わせていただきます。保健指導をご希望する場合は受診にご協力をお願いします。
 なお、詳しいことは、「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご覧ください。

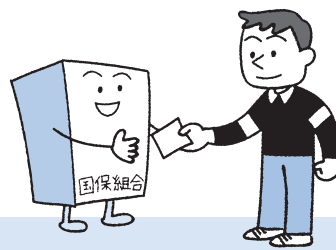
実施機関(例) (社)新潟県労働衛生医学協会 (財)健康医学予防協会 (財)上村病院

保健指導の費用	積極的支援	22,050円	本人負担	4,410円
	動機付け支援	7,650円	本人負担	1,530円

23年度の特定健診受診券(若草色)は該当者(来年3月までに、40歳以上の誕生日を迎える方)全員に4月中に送付します。

受診券は特定健診や、人間ドック(40歳以上)を受けるときは必ず必要。(大切に保管)

4月は異動の時期です 手続きはお早めに



家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要な書類
健康保険等をやめたとき	続柄が記載された住民票と前の保険の喪失証明等
子どもが生まれたとき	省略されていない子どもの住民票 出産育児一時金の申請書
結婚または同居	続柄が記載された住民票

家族が建築国保をやめるとき

組合員の世帯員でなくなったか、他の保険に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要な書類
健康保険等に入ったとき	入った健康保険証等の写し
亡くなったとき	住民票の抹消謄本又は死亡診断書の写し、火葬許可証の写しでも可
離婚または他の世帯に転出	組合員の世帯をはなれたことが記載された住民票の抹消謄本

保険証の記載内容が変わったとき

理由	届出に必要な書類
住所や氏名の変更	新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	住居表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(又は訓練校)に入ったとき	在学証明又は訓練校の在籍証明書
家族が遠方の訓練校に入ったとき	
保険証の紛失	警察に届出後、申請書にその旨を記入
保険証の破損・汚損	申請書に破損・汚損した保険証を付けて提出

学生(大学生、専門学校生、予備校生)在学証明証を年1回提出

70歳以上の方が加入する際に、 所得の証明が必要な理由

70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるために所得の証明をいただいています。

法人事業所等のみなさまへ

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は健康保険と厚生年金保険に強制的に加入することになります。

ただし、健保適用除外承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は建築国保組合に加入することができます。

なお、法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ加入することはできません。

以下の場合には建築国保への加入が認められます。

- ① 建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ② 既に健保適用除外承認を受けている事業所へ、あらたに入社した従業員。

※①②とも事実発生から5日以内に年金事務所の健保適用除外承認が必要です。



仕事中のケガや病気は労災保険で 治療を受けるのが原則です。

まだ労災特別加入をしていない方は、早急に加入して下さい。

(特別加入該当者…事業主・一人親方・家族従業員)

①労災保険は従業員を雇っている事業所は**すべて**加入しなければなりません。

②一人親方、事業主は**必ず特別加入**をしてください。



仕事中のケガや病気は、下記のとおり労災保険の方で手厚い給付を受けられます。

療養補償給付…仕事中のケガや病気で療養を要する場合

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえない場合

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合

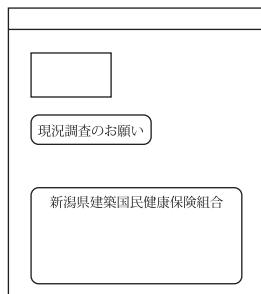
死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合

法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

建築国保は、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たすために、今年度から法令遵守担当理事(コンプライアンス担当理事)を設置すると共に、法令遵守体制の整備に関する基本方針と実践計画を策定しました。

職種等の現況調査にご協力ください



(調査票送付封筒イメージ)

今年度から、8月の被保険者証等の更新に先立ち、組合員の皆様が現在も組合同約等に規定する加入条件に沿った状態にあるかどうかの確認を行うことになりました。

調査は5月下旬頃アンケート形式の簡易調査です。大変お手数ですがご回答のうえ、返送をお願いいたします。

延滞金の徴収について

保険料を納付期限までに納付しない組合員については、次の手続きにより保険料の延滞金を徴収することになりました。

- ① 国民健康保険料納付確認書の送付
- ② 督促状の送付 納期限を経過した者に対し督促状を送付。
- ③ 納付指導 各支部において、電話連絡等による納付の促進を図る。
- ④ 催告書の送付 督促状を送付しても保険料の納付が完了していない場合は、催告書を送付する。
- ⑤ 延滞金の加算 滞納期間に応じ延滞金を加算する。
- ⑥ 短期被保険者証等の交付 (支部の要請による)
保険証等更新時に滞納している場合は、有効期限の短い(1、3ヶ月)保険証等を交付する。

規約22条(延滞金)抜粋

納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、当該金額が2千円以上であるときは、当該金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6%(当該納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

**8月1日は
保険証更新日**

新しい保険証(裏面)の記載内容が変わります
新しい保険証は7月末日までに加入支部で受け取って下さい。

改正臓器移植法の施行により保険証に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとなりました。

注 意 事 項

1. 保険医療機関等で診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
2. 診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用(入院時の食事に要する費用を除く。)の3割となります。ただし、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合は2割となります。また、70歳以上前期高齢者の場合は、この証の示す割合となります。入院時の食事に要する費用については、1食につき定額の標準負担額となります。
※国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証の有る方は医療機関に提出してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を組合に返してください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
5. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに組合に提出して更新を受けてください。ただし、後期高齢者医療制度への加入に伴い、建築国保組合を脱退する場合はこの限りではありません。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
7. 交通事故などで、この証を使用したときは、組合に必ず届け出てください。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

新しい記載事項

注意事項 保健医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

[特記欄: _____]

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

※改正法の施行により、本人の意思が明確でない場合は、家族の同意だけでも臓器提供ができることとなりました。**提供を希望しない方は3に○を付けて署名しておいて下さい。**